

福岡県医発第2706号(地)

令和7年1月8日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策に係る
リーフレット及び対策マニュアルの配布等について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策の取組みについては、令和6年9月2日付福岡県医発第1581号(地)等にて貴会宛てご連絡しているところです。

今般、福岡県保健医療介護部より、別添のとおり「サービス利用者・御家族向けリーフレット」及び「暴力・ハラスメント対策マニュアル」を作成し、在宅医療・介護関係事業所向けに送付した旨、連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご丁知いただくとともに、当該マニュアルは在宅医療現場に限らず有用な内容となっているため、貴会会員へ広くご周知いただきますようお願いいたします。

なお、上記通知にてご連絡した「安全確保対策推進事業費補助金」の申請期間が下記のとおり延長されておりますので、併せてお知らせいたします。

記

【在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金】

申請受付期間：令和6年8月26日(月)～~~令和6年10月18日(金)~~

令和7年2月7日(金)

※本補助金の詳細は、福岡県ホームページよりご確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryoukaigo-bouhara.html>



公益社団法人 福岡県医師会長 殿

福岡県保健医療介護部長
〔高齢者地域包括ケア推進課〕
介護人材確保対策室

福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策に係る
リーフレット及び対策マニュアルの配布等について（通知）

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、在宅医療・介護従事者の安全を確保し、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制を構築することを目的に、利用者等からの暴力・ハラスメント対策を実施しております。

この度、「サービス利用者・御家族向けリーフレット」及び「暴力・ハラスメント対策マニュアル」を作成いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該マニュアルは、在宅医療現場に限らず有用な内容となっておりますので、必要に応じて、貴会所属の医療機関に広く周知くださいますようお願いいたします。

そのほか、対策の一環として実施している安全確保対策推進事業費補助金の申請期間を下記のとおり延長することといたしましたので、併せてお知らせいたします。

本通知について、在宅医療機関に対し別添のとおり通知しておりますが、研修会の受講をはじめ、リーフレットやマニュアル、補助金の活用等について、引き続き周知の御協力をお願いいたします。

記

1 サービス利用者・御家族向けリーフレットについて

(1) 送付物

リーフレット 1：よりよい在宅の医療と介護サービスを受けるために（A 3 版）1 部

リーフレット 2：STOP！在宅医療・介護職員に対する暴力・ハラスメント（A 4 版）1 部

(2) 活用方法

サービス契約時などに利用者等へ手渡し、安心・安全なサービス利用についてお互い確認し合うなど、様々な場面で御活用ください。

なお、「リーフレット 1・2」及び「リーフレット 1 の内容をコンパクトにまとめた A 4 版」のデータを県ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードの上、御活用ください。

★リーフレット活用時の留意点

- 利用者や家族等へリーフレット 1 又はその A 4 版を渡す際は、利用者や家族に不快感や不信感を生じさせることがないように、提供するサービスの円滑で継続的な提供や質の担保、サービス提供上の安全の確保等が重要であることを御説明願います。
- あわせて、暴力・ハラスメント対策への御協力、御理解いただきたい内容だけでなく、利用者や家族が安心してサービスを受けられるよう、虐待防止やサービス向上に努めている旨を伝えてください。
- いずれのリーフレットについても、利用に当たっては、切り欠き加工を必ず行ってください。

2 暴力・ハラスメント対策マニュアルについて

(1) 送付物

暴力・ハラスメントマニュアル周知リーフレット 1部

(2) 活用方法

県ホームページにマニュアル全体版を掲載しておりますので、ダウンロードの上、御活用ください。(コンパクト版も今年度中に作成予定としております。)

3 在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金について

(1) 概要

訪問時に身の危険が生じた場合に外部へSOSを発信することができる機器等※の購入経費等の一部を補助します。

※ 外部にSOSを発信し、録音・位置情報の共有ができる機器購入経費や、警備会社による訪問時セキュリティサービスの初期導入経費

(2) 申請受付期間

令和6年8月26日(月)～令和7年2月7日(金)

(3) 交付申請について

申請に当たっては、福岡県が実施する研修会の受講などの要件がございます。詳しい申請方法や留意事項は、県ホームページから御確認ください。

4 県ホームページ

「在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策について」

URL : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/zitiryokaigo-bouhara.html>

研修会や補助金など、
各取組の詳細を掲載
しています。

トップページの検索ウィンドウから検索

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



福岡県保健医療介護部

高齢者地域包括ケア推進課 在宅医療係

担当：塩田、問註所

電話：092-643-3275

メール：zaitakuiryou@pref.fukuoka.lg.jp

(写)

公印省略

6 高ケ推第 1 8 3 3 号
令和 6 年 1 2 月 2 6 日

在宅の医療・介護関係事業所 各位

福岡県保健医療介護部
高齢者地域包括ケア推進課長
(在宅医療係・介護人材確保対策室)

福岡県在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策に係るリーフレット及び対策マニュアルの配布等について（通知）

平素から本県の保健医療介護行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、在宅医療・介護従事者の安全を確保し、在宅医療・介護サービスの継続的で円滑な提供体制を構築することを目的に、利用者等からの暴力・ハラスメント対策を実施しております。

この度、「サービス利用者・家族向けリーフレット」及び「暴力・ハラスメント対策マニュアル」を作成いたしましたので、お知らせいたします。

また、対策の一環として実施している安全確保対策推進事業費補助金の申請期間を下記のとおり延長することといたしました。

つきましては、在宅医療・介護従事者の安心・安全を確保し、継続的で円滑な医療やケアの提供のため、先にお知らせしている研修会の受講をはじめ、リーフレットやマニュアル、補助金などの積極的な御活用をお願いいたします。

記

1 サービス利用者・御家族向けリーフレットについて

(1) 送付物

リーフレット 1：よりよい在宅の医療と介護サービスを受けるために（A 3 版） 1 部

リーフレット 2：STOP！在宅医療・介護職員に対する暴力・ハラスメント（A 4 版） 1 部

(2) 活用方法

サービス契約時などに利用者等へ手渡し、安心・安全なサービス利用についてお互い確認し合うなど、様々な場面で御活用ください。

なお、「リーフレット 1・2」及び「リーフレット 1 の内容をコンパクトにまとめた A 4 版」のデータを県ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードの上、御活用ください。

★リーフレット活用時の留意点

- 利用者や家族等へリーフレット 1 又はその A 4 版を渡す際は、利用者や家族に不快感や不信感を生じさせることがないように、提供するサービスの円滑で継続的な提供や質の担保、サービス提供上の安全の確保等が重要であることを御説明願います。
- あわせて、暴力・ハラスメント対策への御協力、御理解いただきたい内容だけでなく、利用者や家族が安心してサービスを受けられるよう、虐待防止やサービス向上に努めている旨を伝えてください。
- いずれのリーフレットについても、利用に当たっては、切り欠き加工を必ず行ってください。

2 暴力・ハラスメント対策マニュアルについて

(1) 送付物

暴力・ハラスメントマニュアル周知リーフレット 1部

(2) 活用方法

県ホームページにマニュアル全体版を掲載しておりますので、ダウンロードの上、御活用ください。(コンパクト版も今年度中に作成予定としております。)

3 在宅医療・介護サービス安全確保対策推進事業費補助金について

(1) 概要

訪問時に身の危険が生じた場合に外部へSOSを発信することができる機器等※の購入経費等の一部を補助します。

※ 外部にSOSを発信し、録音・位置情報の共有ができる機器購入経費や、警備会社による訪問時セキュリティサービスの初期導入経費

(2) 申請受付期間

令和6年8月26日(月)～令和7年2月7日(金)

(3) 交付申請について

申請に当たっては、福岡県が実施する研修会の受講などの要件がございます。詳しい申請方法や留意事項は、県ホームページから御確認ください。

4 県ホームページ

「在宅医療・介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント対策について」

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ztiryoukaigo-bouhara.html>

研修会や補助金など、
各取組の詳細を掲載
しています。

トップページの検索ウィンドウから検索

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



★ 法人の皆様へ

福岡県では、暴力・ハラスメントに適切に対応できるよう、研修会の実施やマニュアルの作成、相談窓口の設置、補助制度の創設、県民啓発を実施しております。(詳細は県のホームページに掲載しております。)

暴力・ハラスメントは、職員の心身に影響を与え、安全で質の高いサービスの提供を妨げます。職員個人の問題ではなく、法人(事業所全体)の問題として捉えて、適切に対応することが大切です。

法人の皆様におかれましては、暴力・ハラスメント防止の対策を推進していただくとともに、県の取組の積極的な活用について、管轄事業所への働きかけをお願いいたします。

在宅医療・介護サービスの円滑で継続的な提供体制の構築のため、御理解と御協力をお願いいたします。

※ 各事業所の管理者におかれましては、本通知を法人の皆様へもお知らせいただくようお願いいたします。

問合せ先

福岡県保健医療介護部
・在宅医療係

高齢者地域包括ケア推進課
担 当：問註所、塩田

TEL：092 (643) 3275

・介護人材確保対策室

担 当：川中

TEL：092 (643) 3327

知事コメント

本県では、県民の誰もが、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援といったサービスを切れ間なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築・推進に取り組んでいます。

自宅での生活を支える在宅医療や介護サービスは、社会的意義が大きく大変やりがいのある仕事ですが、一方で、サービス利用者やご家族による暴力・ハラスメントの発生が、離職や休職の大きな一因となっています。

県では、令和6年6月に「福岡県在宅医療・介護職員カスハラ相談センター」を開設し、働く方のご相談に対応しています。人生100年時代を迎え、いつかは誰もが医療を、介護を受けるようになります。働く方も、利用者・ご家族も安心できる在宅医療・介護を実現するため、県民の皆さまのより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

福岡県知事 服部 誠太郎



ご自宅で健やかにお過ごしの新100歳
高齢者である中嶋さんと談笑する服部知事
(老人の日訪問 小郡市にて)

利用者や家族の皆さまへ

よりよい在宅の医療と 介護サービスを受けるために

暴力・ハラスメント防止へのご理解・ご協力をお願いします

福岡県では、在宅の医療や介護の従事者が安心して医療やケアを提供し、利用者が良質なサービスを受けることができる環境づくりのため、「利用者や家族からの暴力・ハラスメント対策」を実施しています。



利用者・家族

私は、在宅の医療や介護の従事者が、安心して医療やケアを提供できるよう協力していきます。

お名前

事業者

私は、利用者が安心して医療やケアを受けられるよう努めます。

事業所名

担当者名

こちらは目の不自由な方向けの音声コードです。右端の半円形の切り欠きは、音声コードの位置を示しています。



Uni-Voice

在宅医療・介護サービスなどに関する主な県民相談窓口一覧（2024年9月時点）

在宅医療に関する相談

地域在宅医療支援センター

（お住まいの地域の保健所内に設置）



在宅療養上の悩みや不安などの相談に対応します。

平日 | 9:00～16:00

☎ 電話番号はQRコードから

医療に関する相談

福岡県医療相談支援センター

医療に関する相談や苦情を受け付けます。

一般相談 平日 | 9:30～11:00、13:30～16:00

専門相談	弁護士相談	毎月第2火曜日（面談、予約制）
	医師の医療相談	月3回木曜日（電話相談、予約制）

☎ 電話番号 **092-474-6633**

介護保険サービスに関する相談

地域包括支援センター（お住まいの市町村に設置）



健康、福祉、介護などに関する相談対応や支援を行います。
高齢者虐待などに関する相談も受け付けます。

☎ 電話番号はQRコードから

福岡県国民健康保険団体連合会

（介護保険課介護保険係内に設置）

介護保険サービスに関する苦情などを受け付けます。

平日 | 9:00～17:00

☎ 電話番号 **092-642-7859**

認知症に関する相談

認知症介護相談窓口

認知症の人や家族が抱える介護などの悩み相談などを受け付けます。

水曜日、土曜日 | 11:00～16:00

☎ 電話番号 **092-574-0190**

人権相談

ふくおか人権ホットライン

誹謗中傷や差別的な取扱いなどのさまざまな人権問題に弁護士が助言を行います。

第4金曜日 | 15:00～18:00

☎ 電話番号 **092-724-2644**

みんなの人権110番（全国共通人権ダイヤル）※全国の相談窓口

差別や虐待、ハラスメントなど、さまざまな人権問題についての相談を受け付けます。
平日 | 8:30～17:15

☎ 電話番号 **0570-003-110**

その他

心の健康相談電話（福岡県精神保健福祉センター）

こころの不安や悩みを相談できます。

平日 | 8:30～17:15

☎ 電話番号 **092-582-7500**

警察安全相談コーナー

犯罪や事故に当たるか分からないなど、緊急の対応を必要としない警察への相談に対応します。

平日 | 9:00～17:45

☎ 電話番号 **# 9110（092-641-9110）**

在宅の医療や介護サービスの 利用者や家族の皆さまへのお願い

高齢化の進行に伴い、ますます医療や介護のニーズが高まる中、
今後も在宅医療・介護サービスを継続して提供していくためには、

医療や介護の従事者が、安心・安全に働くことのできる環境づくりが重要となっています。

暴力・ハラスメントが発生すると、皆さまへの質の高いサービス提供ができなくなるだけでなく、
サービスの継続そのものが難しくなります。住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、
暴力・ハラスメントの防止に、ご理解とご協力をお願いします。

■ 参考 65歳以上の高齢者の割合：2023年28.0%→2040年32.7% (出典：第10次福岡県高齢者保健福祉計画(高齢化率の推移))



【 暴力・ハラスメントとは？ 】

性的ないやがらせ行為

- 例
- 必要もなく体を触る
 - 卑猥な言葉での声掛け
 - ヌード写真やアダルトビデオを見せる
 - 特定の性別や年齢の職員の訪問を要求する

精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって 傷つけたり、おとしめたりする行為

- 例
- 人格の利益を損なうような差別的言動を行う
 - 特定の職員のことを無視する
 - 正当な理由がない過度な要求を行う
 - 暴言、強要等の不相当な方法による要求
 - 嘘の情報を吹聴する
 - インターネット上に、勝手に職員の顔写真や個人情報等を掲載したり、誹謗中傷や偏見等をあおる内容を投稿する

セクシュアル ハラスメント

身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為

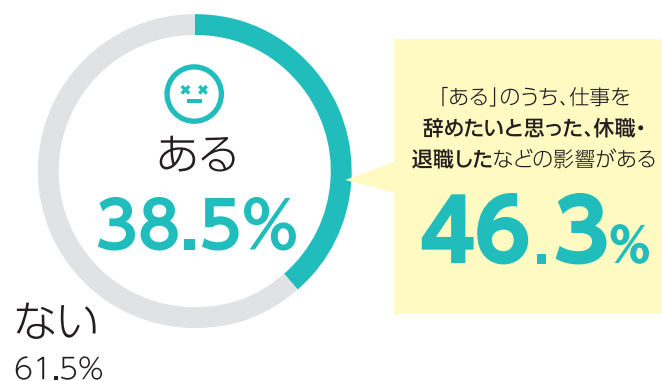
- 例
- ものを投げつける
 - たたく、蹴る、つねる、ひっかく、唾を吐く
 - 怪我をさせる

【 暴力・ハラスメントの 実態と影響 】

2023年3月に福岡県が実施した調査では、在宅の医療や介護の従事者(2,405名)のうち、サービス利用者や家族から暴力・ハラスメントを受けたことが「ある」と回答した従事者は、約4割にのぼりました。

このうち、休職などの影響があったと回答した従事者はさらに、5割弱であるなど、**暴力・ハラスメントが、在宅の医療や介護の従事者に大きな影響を与える**ことがわかりました。

利用者などから暴力・ハラスメントを受けたことのある割合



出典：「在宅の医療及び介護現場における利用者等からの暴力・ハラスメント実態調査」(2023年3月実施)

【 Q&A 】

- Q** 認知症の父が、ヘルパーをたたいてしまった。これは身体的暴力に該当しますか？
- A** たたく行為は身体的暴力に該当することがあります。ただし、認知症に起因する行為と考えられる場合は、治療が必要となるため、主治医やかかりつけ医へ相談しましょう。
- Q** 訪問薬剤師と仲良くなったので、**体型や年齢のことについて聞いた**。これはセクシュアルハラスメントに該当しますか？
- A** 体型や年齢など、プライベートのことを執拗に聞いた場合、セクシュアルハラスメントに該当することがあります。
- Q** ケアマネジャーの対応に不満があったため、**サービスの改善を要望した**。これは不当な要求として精神的暴力に該当しますか？
- A** 要望を伝えたからといって、精神的暴力に該当するものではありません。ただし、業務上明らかに不要なことや遂行不可能なサービスの要望などは、精神的暴力に該当することがあります。
- Q** 訪問介護サービスを受けた後、訪問介護員に対し、お礼にお茶などを提供したが断られた。**お茶などの提供をしてはいけないのでしょうか？**
- A** サービス契約書に基づき、正当な報酬をいただいておりますので、それ以上の報酬をいただく必要はございません。そのため、お茶などの提供はお控えください。



在宅の医療や介護の現場の声

在宅の医療や介護の現場で働くひとの声

【Fさん】利用者と介助者は対等であり、お互いが気持ちよい時間を過ごすことが出来るように是非ご協力をお願いしたいです。

【Bさん】訪問看護師は利用者のために親身な看護ケアに日夜取り組んでいます。大切な志を守るために、暴力・ハラスメントを無くす取組にご協力をお願いします。

在宅の医療・介護サービス利用者の声

【Fさん】介護の経験・覚悟のない家族が一喜一憂する中、寄り添い応援してくれる訪問スタッフに感謝!!介護生活3年目に入り、父は96歳。我が家の宝物です。

在宅の医療や介護の未来を担う若者の声

【Fさん】「介護サービス」でできることについて、利用者の理解が深まれば、働きたいという人も増えると思います。

【Dさん】暴力・ハラスメントを受けた時、誰かが助けてくれる環境があれば、介護現場は働きやすくなります。

利用者が適切にサービスを受けることができる権利も、大切です。

サービスに対する不満などは、「地域在宅医療支援センター」や「地域包括支援センター」などに相談することができます。

相談先については、裏面をご覧ください。

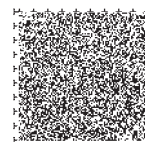
在宅医療・介護の円滑なサービス継続利用のために



暴力・ハラスメントが発生すると、皆さまへの質の高いサービス提供ができなくなるだけでなく、サービスの継続そのものが難しくなります。

住み慣れた地域で安心して暮らしていただくために、
暴力・ハラスメントの防止に、ご理解とご協力をお願いします。

こちらは目の不自由な方向けの
音声コードです。右端の半円形
の切り欠きは、音声コードの位置
を示しています。



どのような行為が**暴力・ハラスメント**に当たるのか、**裏面**を確認してみましょう

Uni-Voice

これらは**暴力・ハラスメント**です



精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為



例

- 人格的利益を損なうような差別的言動を行う
- 特定の職員のことを無視する
- 正当な理由がない過度な要求を行う
- 暴言、強要等の不相当な方法による要求
- 嘘の情報を吹聴する
- インターネット上に、勝手に職員の顔写真や個人情報等を掲載したり、誹謗中傷や偏見等をあおる内容を投稿する



身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為



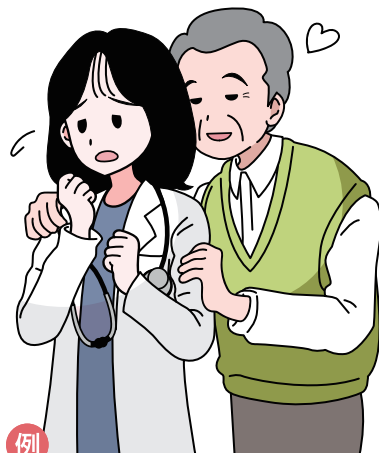
例

- コップを投げる
- たたく、蹴る、つねる、ひっかく、唾を吐く
- 怪我をさせる



セクシュアルハラスメント

性的ないやがらせ行為



例

- 必要もなく体を触る
- 卑猥な言葉での声掛け
- ヌード写真やアダルトビデオを見せる
- 特定の性別や年齢の職員の訪問を要求する

暴力・ハラスメントは、
いかなる場合でも

許されるものではありません。

損害賠償などの民事責任を問われるだけでなく、行為によっては暴行罪、傷害罪、脅迫罪、不同意わいせつ罪などの

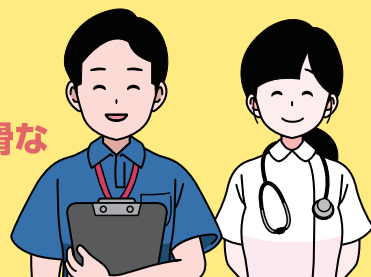
犯罪に該当し、刑事責任を問われる場合

もあります。

高齢化の進行に伴い、ますます医療や介護のニーズが高まる中、今後も在宅医療・介護サービスを継続して提供していくためには、在宅医療・介護職員が、安心・安全に働くことのできる環境づくりが重要となっています。

また、利用者が適切にサービスを受けることができる権利も、大切です。

お互いに信頼関係を築き、在宅医療・介護サービスの円滑な継続利用につなげましょう。



福岡県ホームページに暴力・ハラスメント対策や、適切なサービスを受けるための県民向け相談窓口を掲載しています。

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



在宅の医療及び介護事業所のための

暴力・ハラスメント対策マニュアル

作成しました！

当該マニュアルを活用いただき、
積極的に、事業所における
暴力・ハラスメント対策を
講じるようお願いいたします。



管理者には、従事者のメンタルヘルスケアを実施すること(労働安全衛生法第69条)のほかに、**従事者の安全を確保する義務**(労働契約法第5条)があり、これを怠った場合には、損害賠償責任などの民事責任を問われるおそれもあります。



主な掲載内容

- ◆ マニュアル作成の背景や目的
- ◆ 暴力・ハラスメントの種類と具体例
- ◆ 暴力・ハラスメントの実態と対策の必要性
- ◆ 暴力・ハラスメントのリスク要因
- ◆ 暴力・ハラスメント対策の基本的な考え方
- ◆ 事業所として取り組むべきこと(平時、発生時、発生後の対応)
- ◆ 職員自身によるハラスメント対策(平時、発生時、発生後の対応)
- ◆ 事例集
- ◆ 資料集(対応フローチャート、福岡県の取組、相談連絡先一覧など)

在宅の医療や介護の継続的で円滑な提供のためには、
「利用者への医療や介護の質の担保」と
「従事者の安全確保」の両立が必要です。

暴力・ハラスメントは、個人の問題ではなく、
事業所全体の問題として捉えましょう。

県では、事業所が活用できる
補助制度等も用意しています。

ダウンロードは **QRコード** から

マニュアルの全体版をはじめ、
県の暴力・ハラスメント対策の取組は、
福岡県ホームページに掲載しています。

福岡県 在宅医療・介護 ハラスメント

検索



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。